

法制執務サポート例

<問い合わせ>

(地方自治法第 244 条の 3 の規定による議会の議決について)

地方自治法でいう議決は、協議を行うために経るものとあるが、この協議とはどういう意味か。また、議決を経てから協議をするのではなく、協議したから議決（議案として提出）するのではないか。

【回 答】

お問い合わせは、地方自治法第 244 条の 3 にいう、いわゆる「協議」と「議決」の先後関係に関して、「協議」の意味についての 2 点であると思われます。

まず、「協議」と「議決」の先後関係についてですが、結論から申しますと、議決が先に必要です。

地方自治法第 244 条の 3 第 3 項は、「前 2 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」として、協議をする前に議会の議決を行うよう求めています。つまり、具体的な協議をする前に、協議内容も含めて協議を行うか否かについて、自治体としての意思決定（議決）が必要であるとされているということです。

行政事例では、協議の結果を（協議申入れ先である）関係自治体から書類として提出を求める場合、単に議決があった旨の書類だけでは不十分であり、公の施設の設置に関する協議に応ずる旨の文書に議会の議決書を添えて通知する（昭 30.1.6 自丁行発第四号）こととされています。

従って、理論上の手続きの手順としては、協議を申し入れる側が先に議決し、それに基づき申し入れ先に協議を行い、それを受けた申し入れ先は、当該議会の議決に基づき承諾の旨の通知あるいは協定書の形で協定を締結し、協議を終了するということになるのではないのでしょうか。

ところで、実務上の協議の手続きについては、T市の議事録（別添資料 1）にあるように協議を先に行い、仮協定書として協定を締結し、両自治体の議会において議決後本協定として効力を有することとしている場合もあるようです。

（以下 略。）